

屋外広告業登録の手引

- この冊子は、屋外広告業登録制度・登録手続について解説するものです。
- 広告物の設置（禁止や許可等の制度）については、「愛知県屋外広告物条例のしくみ」を参照してください。
- 屋外広告物の点検については、「あなたの看板は安全ですか？」を参照してください。

もくじ

1 屋外広告業登録制度の概要.....	1	4 手続方法.....	6
2 屋外広告物法の解説.....	1	(1) 申請・届出方法.....	6
(1) 制度の沿革.....	1	(2) 押印等の廃止.....	6
(2) 屋外広告業の定義.....	1	(3) 証明書類の取扱い.....	6
(3) 登録先と営業区域.....	2	(4) 副本の取扱い.....	6
3 愛知県屋外広告物条例の解説.....	2	(5) 申請先.....	6
(1) 登録の申請及び登録の有効期間.....	2	(6) 登録の申請（新規及び更新）.....	7
(2) 登録の実施.....	2	(7) 登録済証の発行終了.....	9
(3) 登録の拒否.....	2	(8) 登録事項の変更の届出.....	9
(4) 登録事項の変更の届出.....	3	(9) 廃業等の届出.....	10
(5) 屋外広告業登録簿の閲覧.....	3	5 附録	
(6) 廃業等の届出.....	3	(1) 愛知県屋外広告物条例・規則に	
(7) 登録の抹消.....	3	規定のある資格等の概要.....	11
(8) 屋外広告物講習会の開催.....	3	(2) 県内政令指定都市・中核市連絡先	11
(9) 業務主任者の設置.....	4	• 愛知県連絡先.....	11
(10) 業務主任者の業務.....	4	• 屋外広告業登録制度 URL.....	11
(11) 標識の掲示.....	4		
(12) 帳簿の備付け.....	4		
(13) 屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告	5		
(14) 登録の取消し等.....	5		
(15) 屋外広告業者監督処分簿の備付け等.....	5		
(16) 立入検査等.....	5		
(17) 罰則等.....	5		

表記について

○屋外広告物法・愛知県屋外広告物条例では、「広告物の表示」と「掲出物件の設置」は書き分けられていますが、説明の便宜上、本紙ではこれらをあわせて「広告物を設置」と表記しています。

1 屋外広告業登録制度の概要

- 県内に営業所を置かない場合でも、県内で**看板設置工事を行う等、県内**（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の区域を除く。以下同じ。）で**屋外広告業を営むためには、事前に愛知県知事の登録を受ける必要があります。**
- 登録を受けるためには、**屋外広告士、屋外広告物講習会修了者等の資格**を有している方を、**営業所ごとに業務主任者として選任しなければなりません。**（→P.4）
- **資格を取得するためには、各自治体が開催する「屋外広告物講習会」を受講し、修了する等の方法があります。**（→P.3）
- 愛知県に登録申請するには、県公園緑地課あてに**必要書類を提出するか、電子申請する必要がある**があります。（→P.7 以下）
- 登録申請には**手数料 11,000 円を愛知県収入証紙またはキャッシュレス決済により支払う必要がある**があります。（→P.8）
- 県は申請を受け付けた後、申請内容を審査し、登録拒否事由がないときは、屋外広告業者登録簿に登録し、登録通知書を交付（郵送）します。県の**標準処理期間は 30 日**です。

2 屋外広告物法の解説

（1）制度の沿革（法第9条～第11条）

- 屋外広告業者の適正な運営の確保を図り、違反広告物等が設置されない体制を構築するため、2004（平成16）年の屋外広告物法改正により、従来の届出制度を改め、屋外広告業を営む者の登録に関する規定が創設されました。
- この法改正により、都道府県は屋外広告業の登録制度を設けることができることとなり、愛知県では2006（平成18）年4月1日から屋外広告業登録制度を設けています。

（2）屋外広告業の定義（法第2条第2項）

- 「屋外広告業」とは、**屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業**をいいます。すなわち、広告主から屋外広告物の設置に関する**工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業**をいいます。この場合、**元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いません。**
（屋外広告業者の代表例は、看板設置施工業者です。）
- 屋外広告物の設置に関する工事を業として請け負わないような広告代理業等、単に印刷、製作等を行うだけで、現実に設置を行わないものも屋外広告業に該当しません。

※ 屋外広告物の定義については、「愛知県屋外広告物条例のしくみ」P.1 を参照してください。

(3) 登録先と営業区域

(法第 27 条、地方自治法施行令第 174 条の 40、第 174 条の 49 の 19、各市屋外広告物条例特例規定)

- 愛知県屋外広告物条例の規定は、政令指定都市、中核市の区域には適用されませんので、**県への登録は、政令指定都市、中核市を除く県内 49 市町村の区域（右図の青色の区域）でのみ有効です。**
- 特例登録規定を設けた市の区域（右図の**黄色の区域**）で営業するためには、県に登録後、**各市に特例屋外広告業届出**をする必要があります。
- 名古屋市区域（右図の白色の区域）で営業するためには、県への登録とは別に、同市に登録する必要があります。



表 1 登録先と営業区域

	区域	左の区域で営業するための手続
1	県内49市町村 (以下の市を除く)	県に登録
2	特例登録規定を設けた市 (豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市)	県に登録後、各市に特例屋外広告業届出
3	上記以外の市 (名古屋市)	名古屋市に登録申請 ※県とは別に登録が必要です。
※ 各市への手続は、各市の屋外広告業担当へお問い合わせください。 各市の連絡先は P.11 に掲載。		

3 愛知県屋外広告物条例の解説

(1) 登録の申請及び登録の有効期間

(条例第 20 条、第 21 条、規則第 15 条、第 16 条、様式第 11～第 13)

- 屋外広告業を県内で営もうとする者は、知事の登録を受けるために登録申請をする必要があります。(登録手続は P.7 以下に掲載)
- 登録の有効期間は 5 年間**です。登録有効期間の満了後も引き続き屋外広告業を営む場合は、登録有効期間満了日の概ね 3 か月前から 30 日前までに**更新登録の申請が必要**です。

(2) 登録の実施 (条例第 22 条、規則第 17 条、様式第 14)

- 県は登録申請を受け付けた後、申請内容を審査し、登録拒否事由がないときは、申請のあった事項、登録年月日、登録番号を屋外広告業者登録簿に登録します。登録後は登録通知書を交付 (郵送) します。電子申請された場合も、交付書類は郵送します。

(3) 登録の拒否 (条例第 23 条)

- 登録申請者が次の事項に該当するとき、又は登録申請書やその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録を受け

ることができません。

- ① 登録の取消し処分の日から2年を経過しない者
- ② 法人が登録を取り消された場合において、その処分の日前 30 日以内にその法人の役員であった者で、その処分の日から2年を経過しないもの
- ③ 営業の停止を命じられ、その期間が経過しない者
- ④ 屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の条例を含む。）又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 未成年者の法定代理人が上記①～④、下記⑥いずれかに該当するもの
- ⑥ 法人で、その役員のうちに上記①～④のいずれかに該当する者があるもの
- ⑦ 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

（４）登録事項の変更の届出（条例第 24 条、規則第 18 条、様式第 15）

○登録を受けた後に登録事項に変更があった場合、**変更の日から 30 日以内に届出が必要**です。（変更届出手続は P.9 に掲載）

（５）屋外広告業登録簿の閲覧（条例第 25 条、規則第 19 条～第 23 条）

○屋外広告業者登録簿は、一般の方が愛知県庁公園緑地課で閲覧することができます。
○公園緑地課 Web ページ「屋外広告物制度について」（下記 URL）に登録業者の一覧表（登録番号、法人・個人の別、氏名又は名称、商号、住所、登録有効期間の満了日）を掲載しています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/okugai.html>

（６）廃業等の届出（条例第 26 条、規則第 24 条、様式第 16）

○登録を受けた後に県内での屋外広告業を廃業する等の場合は、**廃業の日等から 30 日以内に届出が必要**です。
（廃業等届出手続は P.10 に掲載）

（７）登録の抹消（条例第 27 条）

○有効期間内に更新されないとき、屋外広告業廃業等届出をする必要のある状況に至ったときは、登録は効力を失い、県は登録を抹消します。

（８）屋外広告物講習会の開催

（条例第 28 条、規則第 25 条～第 28 条、様式第 17～第 19）

○愛知県内では、通常、毎年7月から9月までの間に、県・県内政令指定都市・中核市の共催により講習会を開催します。

○開催日程等については、公園緑地課 Web ページ「屋外広告物制度について」を参照してください。

○講習会において、屋外広告物に係る法令、表示の方法、施工に関する科目を受講することにより、業務主任者となる資格を得ることができます。

○登録制度に係る条例の施行日（2006（平成 18）年4月1日）より前に受講した講習会の修了証はその後も引き続き有効です。過去（愛知県主催は 1974（昭和 49）年以降）に講習会を受講し修了された方は、再度受講する必要はありません。

(9) 業務主任者の設置（条例第 29 条第 1 項）

○屋外広告業者は営業所ごとに次に該当する者の中から業務主任者を選任し、設置する必要があります。

- ① 屋外広告士の試験に合格した者
- ② 愛知県の行う講習会の課程を修了した者
- ③ 愛知県以外の都道府県・指定都市・中核市の行う講習会の課程を修了した者
※ 屋外広告物の安全点検を行う資格「屋外広告物点検技能講習修了者」ではありません。
- ④ 広告美術科に係る公共職業訓練又は認定職業訓練の修了者、広告美術科に係る職業訓練指導員の免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定合格者

○業務主任者は営業所の専任の者である必要はありませんが、屋外広告業者と継続的な雇用関係を有し、通常勤務時間中はその事務所の業務に随時従事し得る者でなければなりません。

(10) 業務主任者の業務（条例第 29 条第 2 項）

○業務主任者は次の業務を総括します。

- ① この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守を確保するため必要な業務
- ② 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全を確保するため必要な業務
- ③ 条例第 31 条に規定する帳簿に同条の規則で定める事項を記載し、又は記録する業務
- ④ 以上に掲げるもののほか、当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務

(11) 標識の掲示（条例第 30 条、規則第 29 条、様式第 20）

○屋外広告業者は営業所ごとに公衆の見やすい場所に次の標識を掲示しなければなりません。

屋 外 広 告 業 登 録 票	
氏 名 (名称及び代表者の氏名)	
登 録 番 号	愛知県知事(登一)第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営 業 所 の 名 称	
業 務 主 任 者 の 氏 名	

(大きさは日本産業規格A3横とする)

(12) 帳簿の備付け（条例第 31 条、規則第 30 条、様式第 21）

○屋外広告業者は営業所ごとに帳簿を備え、注文者の氏名及び住所、屋外広告物等の表示等の場所・名称・数量・表示等の年月日、請負金額を契約ごとに記載し、事業年度の末日から5年間保存しなければなりません。

○帳簿の様式は公園緑地課 Web ページ「屋外広告業登録制度について」(P.11 記載の URL) に掲載しています。

○保存はCD-ROM等に記録させることにより行うこともできます。

(13) 屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告（条例第 32 条）

○県は良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことがあります。屋外広告業者が指導等に従わない場合は、行政処分を行うことがあります。

(14) 登録の取消し等（条例第 33 条）

○屋外広告業者が次の事項に該当するときは、県は登録を取消したり又は6月以内の期間でその営業の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

- ① 不正の手段により屋外広告業の登録（更新を含む。）を受けたとき。
- ② 上記（3）登録の拒否事由②、④～⑦のいずれかに該当することとなったとき。
- ③ 登録事項の変更について届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- ④ 屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の条例を含む。）又はこれに基づく処分に違反したとき。

(15) 屋外広告業者監督処分簿の備付け等（条例第 34 条、規則第 31 条、第 32 条）

○県が上記の行政処分を行った場合は、県は屋外広告業者監督処分簿に処分の年月日、内容、業務主任者の氏名等を登載します。この処分簿は一般の方が県公園緑地課で閲覧することができます。

(16) 立入検査等（条例第 35 条、規則第 12 条）

○県は条例の施行に必要な限度において、屋外広告業を営む者（登録を受けていない違反業者を含む。）から報告若しくは資料の提出を求めたり、営業所その他営業に関係のある場所への立入検査や帳簿、書類その他の物件の検査を行ったり、その関係者に質問を行うことがあります。

(17) 罰則等（条例第 40 条以下）

○屋外広告業者が条例又は条例に基づく処分に違反した場合、次のような刑罰等を科せられることがあります。

	違反の内容	罰則等の内容
1	・登録を受けないで屋外広告業を営んだ者 ・不正の手段により登録を受けた者 ・営業停止の命令に違反した者	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
2	・登録事項の変更について届出をせず又は虚偽の届出をした者 ・業務主任者を選任しなかった者	30万円以下の罰金
3	・立入検査等の規定に基づく報告・資料提出をしない者、 虚偽の報告・資料提出をした者 検査を拒み、妨げ、忌避する者 質問に答弁をしない者、虚偽の答弁をした者	20万円以下の罰金
上記1～3に違反する行為をした場合は、行為者が罰せられるほか、 法人等の使用者にも刑罰が科せられることがあります。		
4	・屋外広告業の廃業等の届出を怠った者 ・営業所に標識を掲げない者 ・営業所に営業に関する帳簿を備えず、帳簿に記載せず若しくは虚偽の 記載をし又は帳簿を保存しなかった者	5万円以下の過料

※ 屋外広告物表示関係の罰則は「愛知県屋外広告物条例のしくみ」P.19以下に掲載。

4 手続方法

(1) 申請・届出方法

- 申請書類は郵送により提出することができます。
- 紙文書での申請・届出の場合、提出部数は1部です。
- あいち電子申請・届出システム（以下、「システム」という。）での申請・届出の場合、システム上で書類を提出できるほか、手数料をキャッシュレス決済で納付することができます。

(2) 押印等の廃止

- 行政手続における押印廃止に伴い、屋外広告業の登録事務に関して愛知県に提出いただく書類（申請書、誓約書、略歴書、届出書、委任状等）に押印する必要はありません。法人、個人を問わず、登録印、認印、訂正印等の押印は不要です。印鑑証明書の添付も不要です。なお、押印されていても差し支えありません。
- 各書類に自筆で署名する必要はありません。氏名の印字、ゴム印の押印等で差し支えありません。

(3) 証明書類の取扱い

- 申請・届出に必要な証明書類のうち、「登記事項証明書」、「住民票の抄本」は、申請・届出日前3月以内に法務局、市区町村役場等（コンビニ交付可）から発行されたもので、コピーでないものが必要です。
- 電子申請する場合でも、お手元に上記証明書類が必要です。電子申請する場合は、上記各書類をスキャンまたは撮影した電子データを、システムにより提出することができます。
- 電子申請する場合でも、証明書類を別途郵送で提出することもできます。
- 業務主任者の資格証のコピーを提出するにあたり、原本証明（原本と相違ないことを証明する旨の記載）をする必要はありません。

(4) 副本の取扱い

- 紙文書での申請・届出の場合で、申請書・届出書鑑に県の受付印を押印した副本の交付を希望する場合、書類を2部提出し、うち1部の表紙の右上に「副本」と記載してください。（副本は正本のコピー可）
- 返信用封筒として、封筒またはレターパックに宛先を記載したものを同封してください。
- 電子申請された場合、紙文書の副本は取扱いません。申請者自身でシステムの「申込内容照会」から、「対応ステータス」が「完了」となっている画面を保存・印刷し、控えとして保管してください。

(5) 申請先

- 郵送
〒460-8501（住所記載不要）
愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 景観グループあて
※ 証紙を郵送する場合、簡易書留等紛失時の補償が受けられる手段を利用してください。

○持参

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県庁 本庁舎 5階 南東 公園緑地課

※ アクセス等については、財産管理課Webページ「県庁舎への交通アクセス、各階平面図」を参照してください。

○電子申請（あいち電子申請・届出システム）

	手続名	URL	二次元コード
1	愛知県屋外広告物条例に基づく屋外広告業登録申請（新規・更新）	https://tzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/shinnkikoushinn	
2	愛知県屋外広告物条例に基づく屋外広告業登録事項変更届出	https://tzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/hennkou	
3	愛知県屋外広告物条例に基づく屋外広告業廃業等届出	https://tzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/haigyou	

（6）登録の申請（新規及び更新）

○屋外広告業の登録を受けるためには、紙文書またはシステムにより、必要書類及び手数料（証紙またはキャッシュレス決済）を添付して申請してください。

○様式は公園緑地課 Web ページ「屋外広告業登録制度について」（P.11 記載の URL）に掲載しています。

○登録申請に必要な書類等は次表のとおりです。

表2 新規・更新登録申請必要書類等

提出書類（様式番号）		紙文書による申請			電子申請
申請者の区分		法人	個人	未成年	注意事項
登録申請書（様式第11）		○	○	○	証紙を第2面に貼付
誓約書（様式第12）		○	○	○	システムに必要事項を入力 ※手数料は下記参照
略歴書（様式第13）	申請者	—	○	○	システムにより左記様式第13または任意様式を提出
	法定代理人	—	—	○	
	法人の役員 （業務を執行する役員全員分）	○	—	—	・ 監査役等の業務を執行しない役員分は不要 ・ 法定代理人が法人の場合は、その役員全員の略歴書が必要
登記事項証明書 （履歴全部事項証明書）	申請者	○	—	—	システムにより左記書類をスキャンまたは撮影した電子データを提出 ※ 添付書類の郵送提出も可
	法定代理人（法人）	—	—	○	

提出書類（様式番号）		紙文書による申請			電子申請	
申請者の区分		法人	個人	未成年	注意事項	
住民票の抄本又はこれに代わる書面	申請者	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 申請日前3月以内に発行されたもの コンビニ交付されたものでも可 コピー不可 戸籍謄本不可 	システムにより 左記書類をスキャンまたは撮影した電子データを提出 ※ 添付書類の郵送提出も可
	法定代理人（個人）	—	—	○		
	業務主任者	○	○	○		
業務主任者が条例第29条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面（ 資格証 ）の コピー <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告士合格証または登録証 屋外広告物講習会修了証 ※ <u>屋外広告物点検技能講習修了証ではありません。</u> 公共職業訓練又は認定職業訓練修了証、職業訓練指導員免許証、技能検定合格証（いずれも広告美術科又は広告美術仕上げに係るものに限ります。） 		○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 返却の必要のある原本は提出しないでください 原本証明不要 	システムにより 左記書類をスキャンまたは撮影した電子データを提出 ※ 添付書類の郵送提出も可
副本・副本返信用封筒 ※ 副本返送希望時のみ			○		<ul style="list-style-type: none"> 書類表紙の右上に副本と記載 正本のコピー可 封筒またはレターバックに宛先を記載 	紙文書の副本は取扱いません
委任状 ※ 行政書士による代理申請時のみ			○		<ul style="list-style-type: none"> 任意様式 	システムにより提出
○：提出必要 ー：提出不要 <ul style="list-style-type: none"> 提出書類（申請書、誓約書、略歴書、委任状等）に押印・自署をする必要はありません。 前回登録時、変更届出以降に登録事項に変更が生じている場合は、下記（8）の変更届もあわせて提出してください。 登録申請者が民法第6条の規定により営業を許された未成年者である場合は、登記（商法第5条、商業登記法第35条）を確認します。 						

○申請にあたっては、愛知県手数料条例、愛知県証紙条例の規定により、次表のとおり手数料を納付する必要があります。

表3 申請手数料

手数料額	納付方法	
	紙文書による申請	電子申請
11,000円	記入例を参考に、証紙を様式第11（ 屋外広告業登録申請書 ）の 第2面に貼付 してください。 ※ 収入印紙（日本政府）、他県証紙と誤らないよう注意してください。 ※ 紙文書による申請では、キャッシュレス決済は利用できません。	以下のいずれかから選択 ・キャッシュレス決済 （決済手数料は発生しません） ・左記証紙を郵送・持参 により提出 ※ キャッシュレス決済利用に関する注意事項は、下記を参照してください。
<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の方法（現金等）により手数料を支払うことはできません。 愛知県収入証紙は県庁売店、県事務所、県内市町村役場等で販売しています。 販売所は、愛知県会計課 Web ページ「愛知県収入証紙購入場所」に掲載しています。 		

○キャッシュレス決済利用に関する注意事項は、次のとおりです。

★★★納付に関する注意事項★★★

- ・請求書、領収書は発行されません。
- ・納付方法は、Pay-easy、クレジットカード、PayPay から選択できます。
- ・クレジットカードによる納付の場合は、Visa、Mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClub、がご利用いただけます。
- ・Pay-easy による納付の場合は、ATM もしくはインターネットバンキング（オンライン方式）がご利用いただけます。
（対応する金融機関は、ウェルネット株式会社の「マルチペイメントサービス ご利用可能金融機関」を参照ください。）
- ・納付方法ごとに定められた利用可能限度額を超えて納付することはできません。

○電子申請でキャッシュレス決済を選択した場合、申請が完了した後、県担当者から電子メールにより連絡をします。連絡を受けた後、電子メール記載の期間内に納付してください。申請時点では納付できません。

（7）登録済証の発行終了

○2024年3月末をもって屋外広告業登録済証の発行を終了しました。新規・更新登録、法人名、本社所在地、代表者名等の変更、登録済証を紛失等した場合でも、登録済証の発行、書き換え交付、再交付は行いません。

○既存の登録済証は、記載内容の変更、有効期間満了、廃業等の際は破棄してください。更新登録申請、廃業等届出時の提出・返還も不要です。

（8）登録事項の変更の届出

○登録を受けた後、登録事項に変更があった場合は、30日以内に届出をする必要があります。

○変更届出に必要な書類等は次表のとおりです。

○様式は公園緑地課 Web ページ「屋外広告業登録制度について」（P.11 記載の URL）に掲載しています。

表4 変更届出必要書類等

提出書類（様式番号）		紙文書による申請	電子申請
事項変更届出書（様式第15）		○	システムに必要事項を入力
変更事項に関する書類	法人の名称、住所	登記事項証明書	誓約書（様式第12）はシステムに必要事項を入力 略歴書はシステムにより左記様式第13または任意様式を提出
	法人役員の就任 （取締役が代表取締役に就任する場合を含む）	誓約書（様式第12） （法人代表者名を記入）	
		略歴書（様式第13） （就任者分）	
	法人役員の退任、辞任、解任 （代表取締役を退任等し、代表権のない取締役となる場合を含む）	登記事項証明書	他はシステムにより左記書類をスキャンまたは撮影した電子データを提出 ※ 添付書類の郵送提出も可
	個人の氏名（改姓・改名）	住民票の抄本又はこれに代わる書面	
	個人の住所		
	個人の商号	—	
営業所の新設・廃止・移転	登記事項証明書 （営業所が商業登記されている場合に限る）		

提出書類（様式番号）		紙文書による申請	電子申請	
変更事項に関する書類	業務主任者の交替・ 営業所の新設に伴う 業務主任者の新規選任	住民票の抄本又はこれに代わる書面 業務主任者が条例第29条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面（ 資格証 ）のコピー	システムにより 左記書類をスキャンまたは撮影した電子データを提出 ※ 添付書類の郵送提出も可	
	業務主任者の氏名 （改姓・改名）	住民票の抄本又はこれに代わる書面		
	未成年者である申請者の 法定代理人（交替）	誓約書（様式第12） （未成年者名を記入）		個人：住民票の抄本又は これに代わる書面 法人：登記事項証明書
		略歴書（個人：新法定代理人分のみ、 法人：就任者分）		
	未成年者である申請者の法定 代理人の氏名（改姓・改名）、 名称、住所	個人：住民票の抄本又は これに代わる書面 法人：登記事項証明書		
副本・副本返信用封筒 ※ 副本返送希望時のみ	○	<ul style="list-style-type: none"> 書類表紙の右上に副本と記載 正本のコピー可 角2封筒またはレターパックに宛先を記載 	紙文書の 副本は取扱いません	
委任状 ※ 行政書士による代理申請時のみ	○	<ul style="list-style-type: none"> 任意様式 	システムにより提出	
○：提出必要 －：提出不要 ・提出書類（届出書、誓約書、略歴書、委任状等）に押印・自署をする必要はありません。				

（9）廃業等の届出

- 県内での屋外広告業を廃業したとき等は、30日以内に届出をする必要があります。
○廃業等の場合において届出義務のある方は、次表のとおりです。

表5 廃業等届出義務者

	廃業等の内容	届出義務者
1	県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の区域を除く。）において屋外広告業を廃止したとき	屋外広告業者であった者
2	死亡したとき	その相続人
3	法人が合併により消滅したとき	その法人を代表する役員であった者
4	法人について破産手続開始の決定があったとき	その破産管財人
5	法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	その清算人

- 廃業等の届出に必要な書類等は次表のとおりです。
○様式は公園緑地課Webページ「屋外広告業登録制度について」（P.11記載のURL）に掲載しています。

表6 廃業等届出必要書類等

提出書類（様式番号）	紙文書による申請		電子申請
廃業等届出書（様式第16）	○		システムに必要事項を入力
副本・副本返信用封筒 ※ 副本返送希望時のみ	○	<ul style="list-style-type: none"> 書類表紙の右上に「副本」と記載 正本のコピー可 角2封筒またはレターパックに宛先を記載 	紙文書の副本は取扱いません
委任状 ※ 行政書士による代理申請時のみ	○	<ul style="list-style-type: none"> 任意様式 	システムにより提出
○：提出必要 ー：提出不要 ・提出書類（届出書、委任状等）に押印・自署をする必要はありません。			

5 附録

（1）愛知県屋外広告物条例・規則に規定のある資格等の概要

	項目	資格等
1	有資格者による安全点検 （高さが4メートルを超える一部の 広告物の点検に必要）	<ul style="list-style-type: none"> 一級建築士、二級建築士 特定建築物調査員 屋外広告物点検技能講習修了者
2	屋外広告業者の営業所の業務主任者 （屋外広告業登録に必要）	<ul style="list-style-type: none"> 各自治体主催の屋外広告物講習会修了者 広告美術科に係る公共職業訓練又は認定職業訓練修了者 広告美術科に係る職業訓練指導員の免許を受けた者 広告美術仕上げに係る技能検定合格者
3	上記いずれも可能	屋外広告士

※ 本表に記載のない資格はいずれにも対応していません。

（2）県内政令指定都市・中核市連絡先

	市	部署	電話番号
1	名古屋市	住宅都市局 都市計画部 ウォークブル・景観推進課 屋外広告物係	052-972-2735
2	豊橋市	都市計画部 都市計画課 管理・景観グループ	0532-51-2616
3	岡崎市	都市政策部 まちづくり推進課	0564-23-7252
4	一宮市	まちづくり部 公園緑地課	0586-28-8636
5	豊田市	都市整備部 建築相談課	0565-34-6649



<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/okugai-touroku.html>

愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 景観グループ
 TEL 052-954-6612 FAX 052-953-5329
 電子メール koen@pref.aichi.lg.jp

屋外広告業登録申請書

提出日を記入

●年●月●日

愛知県知事殿

法人名・個人の商号・個人氏名に「ふりがな」を付す

法人:登記簿「本店」所在地
個人:住民票住所
を記入

申請者 住所 **460 - 8501**
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
 氏名 **愛知県広告株式会社**
(名称及び代表者氏名) **代表取締役 愛知 太郎**
 電話 **(052) 954 - 6612**

登録の種類	新規または更新に○ 1 新規 ・ 2 更新		
※登録番号	愛知県知事(登-●)第●●●●号		
※登録年月日	●年●月●日		
営業所	名称	本社	
	所在地	〒 申請者欄と同じ 電話() -	
	業務主任者の氏名	愛知 太郎	
役員	役職名	氏名	
	代表取締役	愛知 太郎	
	取締役	尾張 花子	
	取締役	三河 次郎	
申請者 法定 人(● 年者 合)	<ul style="list-style-type: none"> 県内を所管する営業所のみを記入 営業所が2以上ある場合は続きを第2面に記入 営業所住所・電話番号が「申請者欄」と同一の場合は、申請者欄と同じと記入しても可 業務主任者名の記入漏れがないよう注意 		
	<p>法人:代表取締役、取締役、代表社員、無限責任社員、有限責任社員等、業務を執行する役員全員を登記簿のとおり記入</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査役等業務を執行しない役員、役員でない従業員の氏名は記入しない 役員が4名以上の場合は続きを第2面に記入 <p>個人:記入しない</p>		
他の地方公共団体における登録の状況	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号
	○○市	●年●月●日	登(●-●)第●号
	○○県	●年●月●日	第●●●●号(●)
		●年●月●日	第(●)●●●●号

・3以上の他の地方公共団体に登録している場合は続きを第2面に記入
・特例登録(届出番号)は記入しない

営業所	名称	春日井支店		
	所在地	〒 486 - 8686 愛知県春日井市烏居松町五丁目44番地 電話 (0568) 81 - 5111		
	業務主任者の氏名	春日井 春夫		
営業所	名称	東京営業部		
	所在地	〒 102- 0093 東京都千代田区平河町二丁目6番3号 ●●ビルディング9階 電話 (03) 5212 - XXXX		
	業務主任者の氏名	千代田 夏子		
営業所	名称			
	所在地	〒 - 電話 (
	業務主任者の氏名			
役員	役職名	取締役	海部 秋子	
	役職名	取締役	設楽 冬彦	
他の地方公共団体における登録の状況	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号	
	●●都	●年●月●日	都広(●)第●●●号	
注意	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県収入証紙1万1千円分を申請書の第2面の余白(注意書欄)に貼付け ・消印はしない ・「1万円」と「1千円」とは異なる組合せ、3枚以上の組合せ(例:2千円5枚+1千円1枚)も可 ・1万1千円を超える証紙は貼付しないでください。 			
	<p>3 営業所欄は、本庁(春日井市、一宮市及び豊田市の区域を除く。)で営業を行う営業所の全てを記入してください。</p> <p>4 役員欄は、申請者が、法人(個人事業主)である場合は、当該法人の役員(業務を執行する者)の全員を記入してください。</p> <p>5 他の地方公共団体における登録の状況欄は、既に他の都道府県知事又は市長の登録を受けている場合は、全て記入してください。</p> <p>6 営業所欄、役員欄及び他の地方公共団体における登録の状況欄に全てを記入できない場合は、第2面を追加して記入してください。</p>			

・「営業所」、「役員」(法人のみ)、「他の地方公共団体における登録の状況」を第1面に記入しきれない場合は、第2面に記入
 ・第2面にも記入しきれない場合は、第2面を追加し、すべての事項を記入
 ・第1面に記入済の内容の再度の記入は不要
 ・一覧表を添付し「別紙のとおり」と記入することも可

収入証紙
○,○○○円
愛知県

収入証紙
○,○○○円
愛知県

誓 約 書

申請書の提出日
と同日を記入

●年●月●日

愛 知 県 知 事 殿

様式第11登録申請書の
申請者氏名と同様に記
入、ふりがな不要

申請者 氏 名 **愛知県広告株式会社**
〔名称及び〕
代表取締役 **愛知 太郎**
代表者氏名

申請者は、愛知県屋外広告物条例第23条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

条例抜粋をよく読んで
ください

愛知県屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第23条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第33条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第20条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業者を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第33条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- (3) 第33条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 略

（登録の取消し等）

第33条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第20条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第23条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) 第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 略

様式第13 (第16条関係)

	法人:「法人の役員」に○ ・代表取締役、取締役、代表社員、無限責任社員、有限責任社員等、業務を執行する役員全員分必要 ・監査役等業務を執行しない役員、法人自体(設立日、本社移転歴等)は不要 個人:「本人」に○	法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人(法人)の役員	の略歴書 「法人の役員」、「個人(本人)」の自宅について記入 (会社、事務所の所在地ではありません)
住所	〒 460 - 0001 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 電話 (052) 961 - 7211		
氏名	愛知 太郎	生年月日	●年 ●月 ●日
職	期間 (年月～年月)	職務内容	勤務先
	●年●月～●年●月	看板の製作及び設置工事に従事	尾張広告
歴	●年●月～●年●月	起業、屋外広告業に関する営業に従事	愛知県広告 (個人事業)
	●年●月	事業を法人化、取締役に就任	株式会社愛知県広告
	●年●月	代表取締役に就任	株式会社愛知県広告
	●年●月	代表取締役を退任、取締役に就任	株式会社愛知県広告
		現在に至る	
賞罰	年月日	賞罰の内容	
	●年●月●日	〇〇県広告美術業協同組合から屋外広告優秀作品賞受賞	
	●年●月●日	〇〇市長から広告美術工として模範であるとして表彰	
上記のとおり相違ありません。		・学歴は記入しない ・屋外広告業に関する職歴のみを記入 ・法人の役員は、役員就任歴も記入 ・屋外広告業に関する過去に受けた表彰、行政処分、科された刑罰・過料のすべてを記入 ・該当がない場合は、「なし」と記入	
申請書提出日 以前の日を記入		●年●月●日	
氏名		愛知 太郎	
注意 「法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人(法人)の役員」については、該当するものを○で囲んでください。			

屋外広告業登録事項変更届出書

提出日を記入

●年●月●日

愛知県知事殿

届出者 住所 〒 460 - 8501
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

ふりがな あいちけんこうこく
氏名 愛知県広告株式会社

〔名称及び代表者氏名〕 代表取締役 愛知 太郎

電話 (052) 954 - 6525

登録番号	愛知県知事 (登一●) 第●●●号	
登録年月日	●●年●●月●●日	
変更年月日	●●年●●月●●日	
変更事項	代表取締役の退任及び任	
変更の内容	変更前	代表取締役 愛知花子
		退任、辞任、解任、死亡の別を登記簿のとおり記入
		変更年月日は、登記簿等に記載された「事実発生日」(就任日等)を記入
	変更後	代表取締役 愛知 太郎

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

複数の登録事項の変更を1通に記入する場合

屋外広告業登録事項変更届出書

提出日を記載

●年●月●日

愛知県知事殿

届出者 住所 〒 460 - 8501
 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
 氏名 愛知県広告株式会社
(名称及び代表者氏名) 代表取締役 愛知 太郎
 電話 (052) 954 - 6612

登録番号	愛知県知事 (登一●) 第●●●号	
登録年月日	●●年●●月●●日	
変更年月日	下記①～⑤のとおり 年 月 日	
変更事項	①本社所在地移転、②営業所(本社)所在地移転、 ③取締役退任、④取締役就任、⑤業務主任者交代	
変更の内容	変更前	①瀬戸市追分町●番地●
		② 同上
		③愛知 太郎 (●年●月●日付け退任)
		④ (なし)
		⑤尾張 一郎 (講習会修了者)
	変更後	①西尾市寄住町下田●●番地 (●年●月●日移転)
		② 同上
		③ (なし)
		④愛知 花子 (●年●月●日付け就任)
		⑤三河 良子 (屋外広告士)

・変更年月日は、登記簿等に記載された「事実発生日」(就任日等)を記入
 ・退任、辞任、解任、死亡の別を登記簿のとおり記入

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

遅延理由書

年 月 日

愛知県知事 殿

住所

氏名

〔名称及び
代表者氏名〕

この度別添のとおり、屋外広告業登録変更届の提出にあたり、●●●●により、届出書の提出が遅れました。

今後は、遅滞なく各届出書を提出いたしますので、事情ごとの上、よろしくお願ひ申し上げます。

例：認識不足、業務多忙、登記手続に時間を要した等

屋外広告業登録申請書

年 月 日

愛知県知事殿

申請者住所 〒 -

ふりがな
氏名

(名称及び
代表者氏名)

電話 () -

登録の種類	1 新規 ・ 2 更新		
※登録番号	愛知県知事(登一)第 号		
※登録年月日	年 月 日		
営業所	名称		
	所在地	〒 - 電話 () -	
	業務主任者の氏名		
役員	役職名	氏名	
		
		
申請者の 法定代理人(未成年者の場合)	ふりがな 氏名 (名称及び 代表者氏名)		
	住所	〒 - 電話 () -	
他の地方公共団体における登録の状況	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

誓 約 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申請者 氏 名

〔 名 称 及 び
代 表 者 氏 名 〕

申請者は、愛知県屋外広告物条例第23条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

愛知県屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第23条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第33条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第20条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第33条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- (3) 第33条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 略

（登録の取消し等）

第33条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第20条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第23条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) 第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 略

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

届出者 住 所 〒 —

氏 名
（ 名 称 及 び
 代 表 者 氏 名 ）

電 話 （ ） —

登 録 番 号	愛知県知事（登— ）第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

遅延理由書

年 月 日

愛知県知事 殿

住所
氏名
〔名称及び
代表者氏名〕

この度別添のとおり、屋外広告業登録変更届の提出にあたり、●●●●により、届出書の提出が遅れました。

今後は、遅滞なく各届出書を提出いたしますので、事情ご理解の上、よろしくお願ひ申し上げます。

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

愛知県知事殿

届出者 住所 〒 —

氏名
〔名称及び
代表者氏名〕

電話 () —

登録番号	愛知県知事（登—）第 号
登録年月日	年 月 日
屋外広告業者の 氏名又は名称	
届出の理由	<p>1 県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の区域を除く。） における屋外広告業の廃止</p> <p>2 屋外広告業者の死亡</p> <p>3 合併による法人の消滅</p> <p>4 破産手続開始の決定による法人の解散</p> <p>5 合併及び破産手続開始の決定以外の理由による法人の解散</p>
届出理由 の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と 届出人との関係	<p>1 県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の区域を除く。） において屋外広告業を廃止した者</p> <p>2 死亡した屋外広告業者の相続人</p> <p>3 合併により消滅した法人の元代表役員</p> <p>4 破産手続開始の決定により解散した法人の破産管財人</p> <p>5 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した法人の 清算人</p>
注意 届出の理由欄及び屋外広告業者と届出人との関係欄は、該当する番号を○で囲んでください。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

